

計 画 年 度
令和4年度～令和12年度

宮崎県における獣医療を提供する 体制の整備を図るための計画書

令和5年3月

宮 崎 県

第1 総論

1 計画の基本的な考え方

- (1) 本県の獣医療を取り巻く状況
- (2) 食料の生産現場における獣医師の役割
- (3) 小動物診療に対する社会的ニーズの高まり

2 計画の役割と性格

3 計画の期間

4 獣医療を提供する体制を整備するための地域区分

第2 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する基本目標

1 診療施設の整備に関する目標

(1) 診療施設及び主要な診療機器の整備状況

ア 診療施設の開設状況

イ 診療機器等の整備状況

(2) 診療施設及び診療機器等の整備に関する目標

(3) 診療施設別の整備目標

ア 家畜保健衛生所

イ 宮崎県農業共済組合（NOSAI）

ウ その他の診療施設

2 獣医師の確保に関する目標

(1) 産業動物臨床獣医師の確保目標

(2) 公務員獣医師（県農政水産部）の確保目標

(3) 公務員獣医師（県福祉保健部）の確保目標

(4) 産業動物獣医師の確保対策

第3 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する方針

1 組織的な家畜防疫体制の確立

(1) 家畜伝染病及び新疾病に対するサーベイランス体制の強化

(2) 飼養衛生管理指導等指針に即した飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等、 平時における家畜の伝染性疾病に対する防疫体制の整備

(3) 家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の整備・強化

(4) 公務員獣医師退職者等の潜在的人材の確保

2 診療施設・診療機器の効率的利用

3 獣医療情報の提供システムの整備

4 衛生検査機関との業務の連携

5 産学官が連携した研究開発

6 その他の事象における危機管理体制の整備・強化

第4 診療上必要な技術研修の実施その他獣医療に関する技術の向上に関する方針

1 臨床研修

2 高度研修

(1) 産業動物分野

(2) 小動物分野

3 生涯研修

第5 その他獣医療を提供する体制の整備に関する事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

2 飼育者への衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野

(2) 小動物分野

3 広報活動の充実

4 取組内容の見直し

宮崎県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書

第1 総論

1 計画の基本的な考え方

(1) 本県の獣医療を取り巻く状況

本県における獣医療の提供体制は、家畜保健衛生所の再編統合による機能の充実、産業動物開業獣医師及び農業共済組合（以下「NOSAI」という。）が主体となった診療業務の充実・強化や食肉衛生検査所の増設を行うことにより、飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、本県の基幹産業でもある畜産業の発展とともに、動物の保健衛生及び公衆衛生の向上に大きく貢献してきました。

特に、平成4年に獣医療法（平成4年法律第46号）の制定を契機に、国と連携しながら、診療施設の整備や産業動物獣医師の確保及び育成に努めてきましたが、県内での口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の大規模な発生を踏まえ、その際に迅速かつ的確な対応が可能となる危機管理体制の再構築を行うとともに、家畜伝染病の最前線で防疫措置を実施する獣医師の養成・確保の取組も進めてきました。

一方、近年の獣医療を取り巻く状況には著しい変化がみられ、国内における豚熱の発生やアジア地域におけるアフリカ豚熱の大流行に加え、国際的な懸念となっている薬剤耐性菌の増加に対し、消費者からは、畜産物の安定供給や食品の安全性の確保という観点から大きな関心が寄せられています。さらに、国際社会においては、グローバル化の進展に伴い、人、飼育動物及び野生動物並びにこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持する「ワンヘルス」の考え方に基づいた様々な取組がすでに進められており、この取組を支える獣医師に期待されている役割は、以前にも増して大きくなっています。

(2) 食料の生産現場における獣医師の役割

本県にとって、畜産は重要な基幹産業であり、その飼養頭羽数は、ブロイラーが全国第2位、豚が全国第2位、肉用牛が全国第3位（令和4年畜産統計）となっており、まさに、我が国有数の畜産県として国内への食料供給に重要な役割を果たしてきました。

このような中、飼養規模の拡大が進展し、養豚・養鶏経営に加え、酪農・肉用牛経営においても群管理形態が普及したことに伴い、生産者から、予防衛生を中心とする生産獣医療の提供について要請が高まっています。このため、診療のみならず

飼養管理及び経営等を含む幅広い指導を行い、農場の収益性向上へつなげる管理獣医師の養成・確保が求められています。

また、安全安心な畜産物の生産・供給、輸出拡大等を図るため、獣医師による適切な獣医療の提供を通じて、家畜の伝染性疾病の発生予防や的確な防疫措置、家畜改良、飼養管理の改善等による畜産の生産基盤の強化をサポートしていくとともに、食肉衛生検査所におけるHACCPに沿った衛生管理や輸出管理体制の整備及び技術向上が求められています。

(3) 小動物診療に対する社会的ニーズの高まり

動物愛護及び虐待防止の観点から「動物愛護及び管理に関する法律」が改正され、小動物診療分野においては、犬、猫等のペットはコンパニオンアニマルとして、国民生活におけるその位置づけが益々向上し、小動物と飼育者との精神的な結びつきが強くなっています。このため、高度かつ多様な診療技術に加え、飼育者へ十分なインフォームドコンセントを得ながら診療を進めるなど、飼育者の意向も総合的に判断した獣医療の提供が求められています。さらに、新たに「愛玩動物看護師」が国家資格化されたことにより、愛玩動物看護師の知識及び技術の更なる向上によるチーム獣医療提供体制の充実も期待されます。また、近年では地震や台風、大雨による大規模災害が毎年のように発生しており、その度に避難時・避難後のペットの処遇が大きな問題となっております。避難時、ペットと一緒に避難する「同行避難」が環境省から啓発されており、避難所におけるペットの飼育・健康管理に関して獣医師の役割は非常に大きなものがあります。

この他にもレプトスピラ症や全国で最も症例数の多い重症熱性血小板減少症候群（SFTS）などの人獣共通感染症が愛玩動物から飼育者へ感染することを防ぐための普及・啓発に大きな役割を担っています。

このような状況を踏まえ、県民の獣医療に対する安心と信頼の確保を目指し、国が獣医療法第10条に基づき定めた「獣医療を提供する体制の整備のための基本方針」に即して、宮崎県獣医療計画を改訂するものであります。

2 計画の役割と性格

本計画は、獣医療法第11条第2項に規定する事項に基づき、本県の獣医療施策の方向性を明らかにする基本計画として位置付け、次のような役割を有します。

- 「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」及び「食の安全・安心推進計画」に沿って、本県畜産業の健全な発展を目指すとともに、動物の保健衛生、公衆衛生、食品の安全性の向上に寄与し、地域社会のニーズに応え得るため、県内の各地域

において良質かつ適切な獣医療が提供できる体制を構築するための計画です。

- この計画は、県だけでなく市町村や畜産関係団体、食品衛生関係団体等も含めて推進すべき施策の方向性を示す性格を持っています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする計画とします。

4 獣医療を提供する体制を整備するための地域区分

本計画における獣医療を提供する体制の整備が必要な地域について、家畜保健衛生所の管轄地域ごとに、次の表のとおり区分します。

表－1 獣医療を提供する体制を整備するための地域区分

地域区分		市 町 村	(市町村数)
地域	家畜保健衛生所		
宮崎地域	宮 崎	宮崎市、日南市、串間市、西都市、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町	(12)
都城地域	都 城	都城市、小林市、えびの市、三股町、高原町	(5)
延岡地域	延 岡	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	(9)

第2 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する基本目標

1 診療施設の整備に関する目標

(1) 診療施設及び主要な診療機器の整備状況

ア 診療施設の開設状況

県内の飼育動物診療施設は、表－2に示すとおり、令和2年10月31日現在で217施設があり、産業動物診療施設が117施設、小動物診療施設が100施設となっています。産業動物診療施設は個人開業が全体の67%を占めており、従事する獣医師の平均年齢は約62歳と高齢化が進んでいます。小動物診療施設は宮崎地区に全

体の66%があり、地域的な偏りが見られます。

一方、県内のNOSAIは、令和元年5月に4組合と連合会が新たにNOSAI宮崎として一組合化されましたが、各地域それぞれの診療施設の体制は維持され、広域にわたり診療活動を展開しているため、県内全域における獣医療提供体制が整備されています。

表－2 飼育動物診療施設の開設状況（令和2年10月31日現在）（単位：か所）

区分	診療施設数	産業動物					
		県	市町村	農業共済組合	農業協同組合	その他法人	個人開業施設
宮崎	45	2	0	4	1	8	30
都城	57	2	0	5	0	10	40
延岡	15	2	2	2	0	1	8
合計	117	6	2	11	1	19	78

区分	診療施設数	小動物			
		県	市町村	その他法人	個人開業施設
宮崎	66	3	1	17	45
都城	14	2	0	7	5
延岡	20	3	0	6	11
合計	100	8	1	30	61

イ 診療機器等の整備状況

令和2年度に宮崎県が県内の飼育動物診療施設を対象に実施したアンケート調査（調査対象施設203カ所、うち121カ所が回答）によると、県内診療施設のうち、回答を得た121施設及び県の診療施設で整備されている主な診療機器は、表－3のとおりです。

産業動物診療施設では、超音波診断装置等の画像診断装置の整備が進み、家畜体内受精卵の採取に係る機器が整備されている診療施設もあります。

小動物診療施設では、ほとんどの施設で血液検査機器及びエックス線装置や超音波診断装置が整備されていますが、CTやMRI等の高度医療に対応できる診療機器の整備は進んでいない状況です。

表－3 主な診療機器等整備状況（その1）（令和2年10月現在）

（単位：か所）

地域	経営形態	回答数	検体成分分析								画像診断装置							理化学的治療機器等			
			血液生化学分析装置	自動血球計算機	血液電解質分析装置	分光光度計	血液ガス測定装置	高速液体クロマトグラフ	乳中体細胞測定装置	ポータブル血液分析器	エックス線撮影装置	超音波診断装置	ファイバースコープ	自動現像装置	心電心音計	デジタルX線撮影装置	CT	MRI	ネブライザー	ガス麻酔装置	レーザー装置
宮崎	県	5	2	2	1	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	市町村	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0
	農業共済組合	4	3	3	3	1	3	1	0	3	3	4	0	0	0	4	0	0	0	1	0
	農業協同組合	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他法人（産業動物）	9	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	1	1	0	0	1	1
	その他法人（小動物）	13	13	13	11	1	2	0	0	0	12	12	4	1	7	11	1	1	8	11	6
	獣医系大学	1	1	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0
	個人開業施設（産業動物）	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	個人開業施設（小動物）	24	22	18	16	3	1	0	0	1	21	21	2	4	8	13	0	0	8	18	6
	計	67	42	38	31	6	6	2	0	4	40	42	7	5	16	31	2	1	16	33	13
都城	県	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業共済組合	2	2	2	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他法人（産業動物）	7	0	1	0	0	1	0	0	1	0	3	0	0	0	1	0	0	1	3	0
	その他法人（小動物）	5	5	5	5	0	1	0	0	0	5	5	1	1	2	4	0	0	1	4	3
	個人開業施設（産業動物）	24	1	2	1	0	0	0	0	4	1	11	1	0	1	0	0	0	2	2	0
	個人開業施設（小動物）	3	3	3	2	0	0	0	0	0	3	3	1	1	1	2	0	0	1	3	1
	計	45	12	14	9	0	2	0	0	6	10	24	3	2	4	9	0	0	5	12	4
延岡	県	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市町村	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業共済組合	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他法人（産業動物）	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他法人（小動物）	5	4	4	3	0	1	0	0	0	4	5	3	1	3	4	0	0	4	5	2
	個人開業施設（産業動物）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	個人開業施設（小動物）	6	5	5	5	1	0	0	0	1	6	6	0	3	4	3	0	0	1	5	0
	計	23	11	11	8	1	2	0	0	1	10	15	3	4	7	7	0	0	5	10	2
合計	135	65	63	48	7	10	2	0	11	60	81	13	11	27	47	2	1	26	55	19	

表－3 主な診療機器等整備状況（その2）（令和2年10月現在）（単位：か所）

地域	経営形態	回答数	受精卵移植関連機器			免疫・DNA診断装置等										診療設備						
			プログラムフリーザー	マイクロマニピュレーター	倒立顕微鏡	ELISA装置	マイクロプレートウォッシャー	蛍光顕微鏡	生物顕微鏡	PCR装置	DNAシーケンサー	ふ卵器	嫌気性菌培養装置	クリーンベンチ	顕微鏡撮影装置	実体顕微鏡	診療室	手術室	解剖室	焼却施設	X線診療室	入院施設
宮崎	県	5	0	0	0	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
	市町村	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0
	農業共済組合	4	1	0	0	1	0	0	4	1	0	3	0	2	2	1	4	1	0	0	0	1
	農業協同組合	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他法人（産業動物）	9	0	0	0	1	1	0	2	0	0	5	2	2	3	3	4	1	3	0	1	1
	その他法人（小動物）	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	12	0	0	12	10
	獣医系大学	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
	個人開業施設（産業動物）	10	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0
	個人開業施設（小動物）	24	0	0	1	0	0	0	12	1	0	1	0	1	1	1	23	22	0	0	21	21
	計	67	3	0	2	4	2	1	24	3	1	11	3	6	8	7	49	39	4	1	35	33
都城	県	4	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	2	0	1	1	0	0
	市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業共済組合	2	1	0	2	0	0	0	2	0	0	2	0	2	2	2	2	1	0	0	0	1
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他法人（産業動物）	7	1	1	2	2	0	0	1	2	0	2	0	1	2	0	1	1	0	2	0	0
	その他法人（小動物）	5	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	5	4
	個人開業施設（産業動物）	24	1	0	0	0	0	0	3	0	0	4	0	0	1	0	7	2	0	0	1	1
	個人開業施設（小動物）	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3	3
	計	45	3	1	4	3	0	2	8	2	0	9	1	4	6	3	20	12	1	3	9	9
延岡	県	5	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	3	0	1	1	0	0	
	市町村	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	農業共済組合	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他法人（産業動物）	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他法人（小動物）	5	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	1	5	5	0	0	5	5
	個人開業施設（産業動物）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	個人開業施設（小動物）	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	6	6	0	0	6	6
	計	23	0	0	0	2	1	0	5	0	0	1	1	0	6	3	15	11	1	1	11	11
合計	135	6	1	6	9	3	3	37	5	1	21	5	10	20	13	84	62	6	5	55	53	

(2) 診療施設及び診療機器等の整備に関する目標

本県の産業動物分野における獣医療は、NOSAI宮崎の各家畜診療所が主体となり、それを開業獣医師が補完する形で提供されています。また、肉用鶏分野については各企業が抱える管理獣医師により提供されています。

疾病の的確な診断や不明疾病の原因究明に必要な検査を行う機関としては、これらに加えて、各家畜保健衛生所、NOSAI宮崎生産獣医療センター及び宮崎大学があり、今後さらなる機能の強化を図るとともに、それぞれが連携して効率的かつ迅速な獣医療の提供ができる体制を構築します。

(3) 診療施設別の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所は、農場の監視・指導による家畜疾病の予防や家畜伝染病発生時の防疫措置、不明疾病の原因究明のための病性鑑定、アルボウイルス等の発生育察等、畜産物の安全性の確保のため、県内の様々な獣医療を担っており、これらの体制維持及び機能強化を推進するとともに、必要な人員の確保を行います。

県内3か所の家畜保健衛生所の施設整備については、令和2年度までに順次実施し、検査施設、解剖施設、焼却施設及び研修施設等の機能強化を図ったところです。さらに、これまでにPCR検査装置、蛍光顕微鏡、生化学自動分析装置等を導入し、より高度な診断が可能となる体制を整備しています。

今後もこれらの施設の維持に努めるとともに、迅速な診断が求められる豚熱やアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に必要なPCR検査装置や酵素抗体測定装置、血液生化学分析装置等の正確性と再現性の維持が必要な検査機器については、適正な精度管理及び恒常的な機能向上に努めます。

また、家畜伝染病発生時に、数日程度の初動防疫が可能な防護服等の防疫資材について、新たな備蓄倉庫を建設し、資材管理システムによる一元管理体制を整備しています。

さらに、高病原性鳥インフルエンザをはじめとする人獣共通感染症等の病原体を取扱うため、宮崎家畜保健衛生所に整備しているバイオセーフティレベル (BSL) -3施設について、引き続き、新興・再興の家畜伝染病の診断に対応できるよう機器の整備や技術の向上に努めます。

イ 宮崎県農業共済組合 (NOSAI)

本県では、家畜共済制度の普及により畜産農家へセーフティネットの提供を行うとともに、産業動物診療の中核をNOSAI家畜診療所が担い、県内各地域の基幹的な診療施設として効率的に診療を行う体制が確立されています。

さらに、総合的な検査機能を持つ生産獣医療センターを有し、県下全域の検査

に対応可能な体制が整備されています。

また、地域の畜産支援や生産獣医療機能の強化を図るため、事故低減対策を実施していますが、変化する畜産情勢や農家ニーズを的確に捉えるため最新の診療機器・診断機器の導入を図る必要があります。

(ア) NOSAI家畜診療所

NOSAI家畜診療所は家畜共済加入家畜の約75%の診療を担っています。また、加入推進のみならず、生産獣医療の提供、死廃事故低減に係る損害防止事業及びワクチン接種等の自衛防疫事業においても中核的役割を果たしています。

そこで、家畜診療所では高度な獣医療提供の観点から、デジタルエックス線装置や超音波検査機器等の画像診断機器や自動血球計算器、血液生化学分析装置、血液電解質分析装置等の診断機器を整備し、最新の診断技術や治療方法を積極的に導入していきます。また、地域の受精卵移植のニーズに対し倒立顕微鏡、顕微鏡撮影装置、プログラムフリーザー等も整備しています。

今後、県内における農場の飼養規模は年々拡大することが想定されていますが、それに伴う死廃事故の増加に対応するため、診療技術の研鑽と併せて、診療機器の機能向上を図ることにより家畜損耗率の低減を目指します。

(イ) NOSAI生産獣医療センター

生産獣医療センターは、死廃事故低減に係る総合的な検査施設としての位置づけはもとより、群管理を対象とした生産獣医療機能の強化、生産者ニーズに応えた受精卵移植の提供を行っています。さらに、高度な獣医療技術の習得を目的として、画像診断や高度な手術等を行っています。

既に、生産獣医療センターでは、PCR検査装置、血液生化学分析装置、血液電解質分析装置、高速液体クロマトグラフ、自動血球計算器、酵素抗体測定装置、細菌培養施設や高度獣医療に使用するデジタルエックス線装置や超音波検査機器、吸入麻酔装置を整備しています。さらに、受精卵移植に関してET車をはじめ、倒立顕微鏡、顕微鏡撮影装置、プログラムフリーザー等も整備しています。

今後は個体診療のみならず飼養管理及び経営等を含む幅広い指導を行い、農場の収益性向上へつながる専門獣医師の養成・育成を図ります。また、更なる生産獣医療機能強化に対応できるように、引き続き機器の整備や技術の向上に努めます。

ウ その他の診療施設

(ア) 国立大学法人宮崎大学

農学部附属動物病院では、宮崎県獣医師会及び宮崎県内の動物病院と協力して「宮崎地域動物医療ネットワーク」を構築し、効果的で高度な獣医療を提供しています。また、産業動物防疫リサーチセンターでは、産業動物の重要伝染病に対する疫学、国際防疫及び診断・予防法に関する先端的研究に加え、発生時の防疫措置の立案、再発防止等の適切な対策を講じられる高い危機管理能力を有した人材の育成、畜産の復興・発展に不可欠な応用的新技術の開発・研究を積極的に進めます。

(イ) 市町村

特に、中山間地域の農家数や診療に係る移動距離等を考慮すると、今後さらに施設の充実や人員の確保を図る必要がありますが、ハード面では過度な投資を避けることも重要で、家畜保健衛生所やNOSAIが有する施設の有効活用も考慮しながら、診療の効率化、迅速化を促進するものとします。

また、超音波診断装置や血液生化学検査機器については、疾病の迅速診断に有効であり、中山間地域で需要が高まっている受精卵移植についても、家畜保健衛生所に加えて畜産試験場の協力も得ながら技術の提供や機械・器具の利用について、引き続き積極的に推進します。

(ウ) 農協等

県経済農業協同組合連合会（以下「経済連」という。）は、平成20年に診療施設の整備を行い、県下全域を対象とした系統農家に対する衛生指導や検査・診療業務を行っています。これまでに家畜保健衛生所や宮崎大学との連携により迅速に診断・治療を行うための獣医療体制構築を進めてきました。今後も過剰な投資を避け、各検査機関と連携し高度な獣医療の提供に努めるものとします。

(エ) 個人開業の産業動物診療施設

個人開業における診療施設の整備にあっては、過剰な投資を避け、家畜保健衛生所やNOSAI及び大学と有機的な連携を推進し、それらの施設を活用することで、より迅速で的確な診断や治療など高度な獣医療の提供に努めるものとします。

(オ) 小動物診療施設

小動物分野における診療施設の整備にあっては、より高度かつ広範囲な診療技術が求められることから、これらのニーズに対応した獣医療を提供できるよう、宮崎県獣医師会、宮崎大学及び宮崎県内の小動物診療施設と構築した「宮

崎地域動物医療ネットワーク」を活用し、効果的で高度な獣医療の提供を推進します。

(カ) みやざき動物愛護センター

平成29年に動物愛護施策の中核として設立された当施設では、宮崎大学及び県内の小動物診療施設と連携・協力し、搬入された負傷動物等の治療を行っており、今後も関係機関と連携し迅速に診断や治療を行うための獣医療体制構築に努めます。また、当施設は特定の飼い主のいないいわゆる「地域猫」について、不妊去勢等の繁殖制限措置を行っており、今後もこの活動を継続し「地域猫」による地域の生活環境悪化の防止に貢献します。

なお、産業動物の診療施設整備については、獣医療法第15条の規定により本計画に基づいて作成した診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けた者に対し、株式会社日本政策金融公庫からの資金の融資を受けることができます。

2 獣医師の確保に関する目標

(1) 産業動物臨床獣医師の確保目標

県内の産業動物臨床獣医師は、令和2年12月31日で240名ですが、61歳以上の獣医師が78名で全体の約33%を占めており、今後更なる高齢化が見込まれます。

また、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画において、令和12年度の家畜の飼養戸数は若干の減少が見込まれますが、家畜飼養頭羽数は平成30年度比で肉用牛が114.8%、乳用牛が100.2%、豚が109.3%、採卵鶏が104.7%、ブロイラーが103.9%としており、現在の飼養頭数から維持又はわずかな増加が見込まれます。このため、現在の獣医師数を目標年度の令和12年度まで維持する必要があります。

表－4 産業動物診療獣医師の確保目標 (単位：人)

区 分	令和2年 12月現在 の獣医師数	令和12年度に おける獣医師 の確保目標	令和12年度まで に退職又は廃業が 想定される獣医師	令和12年度 推定獣医師	令和12年度まで に確保すべき 獣医師数
宮崎地域	109	109	15	94	15
都城地域	99	99	17	82	17
延岡地域	27	27	7	20	7
県 計	235	235	39	196	39

※ 令和12年度に70歳を超える獣医師の半数が退職又は廃業と想定

※ 5名は県外の診療施設に勤務

(2) 公務員獣医師（県農政水産分野）の確保目標

宮崎県の農政水産部に所属する公務員獣医師は、家畜保健衛生所、畜産試験場、農業大学校及び本庁に勤務しています。このうち、特に、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱及び高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防及び畜産物の安全性向上のため、家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の遵守指導體制をより強化する必要があります。また、令和2年度時点での家畜保健衛生所の獣医師職員1人当たりの家畜衛生単位(U)は表-5のとおり12,142Uと全国で最も高くなっており、職員の負担が大きくなっています。

このことから、家畜保健衛生所の体制強化のため獣医師の増員は重要であり、前計画では他の畜産県レベルの家畜防疫員体制を目標に、家畜保健衛生所の獣医師数を48名から20名増員し68名とすることとしておりましたが、令和3年3月31日現在で60名まで増員したものの、獣医学生の小動物臨床志向など全国的な要因により未だ目標を達成していないことから、まずは前計画において掲げた68名の獣医師確保を目標とします。

さらに、国内での豚熱、アジアにおけるアフリカ豚熱や口蹄疫の発生、世界的に繰り返される高病原性鳥インフルエンザの流行状況等を踏まえた飼養衛生管理基準の厳格化に対する農場指導、我が国の貴重な遺伝資源である和牛精液の不正流通の監視指導などにより家畜保健衛生所の業務はますます高度化・複雑化することが見込まれるため、その時点での状況を勘案しながら、体制強化について適宜検討を行います。

一方、獣医師でなくても対応可能な業務については、家畜保健衛生所への獣医師以外の職員の配置を検討しつつ、引き続き、県の畜産技術職や民間の獣医師等を家畜防疫員として任命することにより、全県的な防疫体制の整備や家畜遺伝資源の適正利用を図ることとしています。

また、水産養殖業者からの獣医療の提供ニーズが高まるならば、水産試験場への獣医師の配置を検討する必要があります。

表-5 家畜保健衛生所の獣医師1人当たりの家畜衛生単位(U)

都道府県	家畜衛生単位				家保 獣医師数	獣医師 一人あたり
	牛	豚	家きん	計		
宮崎	257,700	167,140	327,980	752,820	62	12,142
鹿児島	354,800	253,800	399,110	1,007,710	86	11,718
北海道	1,345,600	138,320	116,110	1,600,030	155	10,323
岩手	132,700	80,480	273,530	486,710	59	8,249
茨城	74,500	93,280	166,240	334,020	49	6,817

※ 家畜衛生単位（U）

牛、豚、鶏の飼養頭羽数を換算係数（牛：豚：鶏＝1：0.2：0.01）に基づき算出したもの。

家畜衛生単位を算出するための飼養頭羽数は畜産統計より（牛：令和2年2月現在、豚・鶏：平成31年2月現在）

家保獣医師数は農林水産省調べ（令和2年3月31日現在）

（3）公務員獣医師（県公衆衛生分野）の確保目標

宮崎県の福祉保健部に所属する公務員獣医師は、食肉衛生検査所、保健所、衛生環境研究所、動物愛護センター及び本庁に勤務しています。このうち、特に、食肉衛生検査所については、従来から実施していると畜検査・食鳥検査業務はもとより、拡大する本県産畜産物の輸出業務への対応、さらには令和3年度から義務化されたと畜場・食鳥処理場での外部検証業務など業務量が大幅に増加しています。

また、平成29年度には新たに県の動物愛護管理施策の中核施設として動物愛護センターを設置し、狂犬病予防業務をはじめとする人獣共通感染症対策や動物愛護業務を推進しているところです。そのため、県民から求められている食肉・食鳥肉の安全確保や衛生対策向上、並びに動物愛護管理のさらなる推進に的確に対応するため、獣医師の安定的な確保による適切な職員配置を検討する必要があります。

表－6 九州各県のと畜・食鳥検査員数及び検査数

都道府県	と畜検査員数	食鳥検査員数	合計	処理頭（羽）数			検査員1名あたり検査数			処理数合計	
				牛・馬・山羊・めん山羊	豚	食鳥	牛・豚	食鳥	牛・豚・食鳥	牛・豚	牛・豚・食鳥
宮崎県	121		121	51,891	1,043,129	141,977,674	9,050	1,173,369	1,182,419	1,095,020	143,072,694
福岡県	19	6	25	19,191	62,904	2,965,681	3,284	494,280	121,911	82,095	3,047,776
佐賀県	19	※	19	5,510	105,710	0	5,854	0	5,854	111,220	111,220
長崎県	44	※	44	7,469	475,198	0	10,970	0	10,970	482,667	482,667
熊本県	60		60	36,949	177,679	20,142,785	3,577	335,713	339,290	214,628	20,357,413
大分県	20	0	20	7,213	114,445	0	6,083	0	6,083	121,658	121,658
鹿児島県	118		118	84,529	2,547,674	154,579,136	22,307	1,309,993	1,332,299	2,632,203	157,211,339
沖縄県	57		57	6,750	313,832	4,141,068	5,624	72,650	78,275	320,582	4,461,650

※ 佐賀県及び長崎県の食鳥検査は指定検査機関にて実施

※ と畜検査員数、食鳥検査員数は「と畜・食鳥検査等に関する実態調査結果（令和2年度実績）」より

※ 処理頭（羽）数は「令和2年度食肉検査等情報還元調査」より

（4）産業動物獣医師の確保対策

産業動物臨床獣医師並びに家畜衛生行政及び公衆衛生行政に携わる公務員獣医師

は、口蹄疫といった家畜伝染病の防疫対策や食品の安全確保などに重要な役割を担っています。

全国の獣医系大学では、例年約1,000名の獣医師が卒業していますが、令和2年度の獣医系大学の就業動向は、新規卒業者の約40%（400名）が愛玩動物の診療獣医師となっており、産業動物臨床獣医師は、農業関係団体等を含めても約12%（119名）にとどまっています。

また、都道府県の公務員獣医師も約13%（132名）となっており、産業動物臨床獣医師や公務員獣医師の就業者数が少ない状況が続いています。

このような中、本県における生産基盤の強化、生産性向上を図り、強固で長期的な安心・安全な畜産物供給体制を構築するため、危機的状況にある産業動物獣医師確保及び定着を産官学連携して取り組む必要があります。

このため、県やNOSAIでは、

- ① 獣医系大学の就職説明会への参加や大学への訪問・個別説明会などの実施
- ② 大学での特別講演・講義への職員派遣
- ③ 獣医師確保修学資金給付事業を活用した修学資金の給付
- ④ インターンシップの受入による理解醸成と経費支援

等を積極的に実施するとともに、県においては、

- ⑤ 採用年齢の引き上げ
- ⑥ 採用試験の早期実施と試験会場の複数化
- ⑦ 初任給調整手当の支給などの待遇改善
- ⑧ 家畜保健衛生所への学外学習の受入
- ⑨ 広告媒体を活用した離職者等の就業誘導
- ⑩ 県内高校生を対象とする獣医師職業ガイダンスの開催

NOSAIにおいては、

- ⑪ 学外臨床実習の協力
- ⑫ 臨床研修の受入
- ⑬ 退職者への多種多様な働き方の提案

等の取組を推進し、NOSAI、関係団体、大学とも連携しながら、獣医系大学卒業者の産業動物獣医療分野への就業誘導を推進します。

これらの活動に加え、近年は女性獣医師が増加していることや、働き方改革に対応する必要があることから、男女ともに安心して産前・産後休業や育児休業を取得しやすく、長期にわたり育児休業を取得していた女性が復職しやすい環境の整備を推進します。また、定年退職後も就業意欲を有する獣医師が多くいることから、様

々な世代やライフステージの獣医師が活躍できる環境の整備を推進します。

さらに、就業後の獣医療技術・新技術などの研修、学会等に参加する機会を広げることにより、現場で産業動物診療及び家畜防疫員としての役割を十分に発揮できる獣医師の育成・確保に努めます。

第3 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する方針

産業動物の獣医療に関係する機関・団体は、各地域の実態に応じて診療施設の機能を強化するとともに、相互の役割を明確化し、個々の施設が有する機能及び業務の有機的な連携を促進させ、より効率的・効果的な診療体制の整備を図るものとします。

1 組織的な家畜防疫体制の確立

(1) 家畜伝染病及び新疾病に対するサーベイランス体制の強化

家畜保健衛生所を核として、大学や関係機関、民間獣医師、家畜飼養者等関係者が一体となり、家畜伝染病及び新疾病に対するサーベイランス体制の強化を図るため、家畜保健衛生所における病性鑑定機能の強化とともに、伝染病の早期発見、早期通報体制の強化や危機管理体制の整備を図るものとします。

(2) 飼養衛生管理指導等指針に即した飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等、平時における家畜の伝染性疾病に対する防疫体制の整備

家畜伝染病の発生を予防するとともに、畜産物の安全性の確保のため、宮崎県で策定する飼養衛生管理基準指導等計画に基づき、家畜保健衛生所が主体となって家畜飼養農場における基準の遵守状況を確認し、必要な指導・助言を行います。

(3) 家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の整備・強化

ア 家畜保健衛生所は、家畜伝染病発生時における防疫対応の拠点として、総合的な防疫対応の中心的な役割を担っていることから、より迅速かつ的確な防疫措置が実施できるよう体制の強化を図るものとします。

イ 家畜防疫員の確保及び体制強化のため、農政水産部に所属する獣医師及び畜産職員に加え、福祉保健部の獣医師を家畜防疫員に任命するとともに、相互の理解と協力の下、NOSAI獣医師、宮崎大学の教員、市町村獣医師及び開業獣医師についても非常勤職員の家畜防疫員に任命するなど、全県的な家畜防疫体制の維持し

ていくこととします。

ウ 緊急時における防疫活動への全県的な連携体制、緊急時を想定した診療施設間の連絡・応援体制等の整備を図るため、家畜保健衛生所と民間獣医師等が一体となった組織的な家畜防疫体制を維持していくこととします。

エ 県、市町村、関係機関の役割分担を明確にするとともに、大学、県獣医師会、NOSAIをはじめ、JA等農業団体、建設業協会、県トラック協会等の関係団体、県境の市町村と締結している防疫協定に基づき、全県的な連携・協力体制の維持を図るものとしてします。

オ 口蹄疫等の家畜伝染病の発生に備えた県防疫対策マニュアルについて、随時見直しを行うとともに、マニュアルと連動した県現地対策本部や市町村など各地域の防疫対策マニュアルの充実を図るものとしてします。

カ 県境防疫会議の充実を図り、隣接県との情報の共有や円滑な防疫活動の体制づくりを進めるとともに、家畜伝染病が発生した都道府県への家畜防疫員等の支援協力体制の整備を図るものとしてします。

キ 市町村自衛防疫推進協議会等の地域の関係機関と一体となった家畜伝染病対策についての広報、研修、点検等を行うほか、早期発見・早期通報、毎月20日の「県内一斉消毒の日」等についての広報や国内外での発生情報等を確実に伝達する家畜防疫情報メールの加入促進など関係者への情報提供の迅速化、意識の啓発等を図るものとしてします。

ク 県外における家畜伝染病発生時における家畜防疫員の派遣要請に対し、家畜保健衛生所に所属する獣医師の迅速な選定及び派遣を行うこととします。

(4) 公務員獣医師退職者等の潜在的人材の確保

農政水産分野の業務に従事し定年を迎えた公務員獣医師については、その経験を活かし、特に家畜保健衛生所、畜産試験場及び食肉衛生検査所等における再任用職員としての確保に努めます。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

これまでに家畜保健衛生所をはじめ、NOSAI等が管理運営する施設において機器整備を進めており、診療の迅速化・的確化を図ってきました。

また、宮崎大学は宮崎県内に所在する公設試験研究機関（9施設）と連携した活動を行うことを目的に「みやざきファシリティネットワーク」を設立し、設備の有効活用を進めており、その他にも県、経済連等と連携し各種家畜疾病の検査体制を構築しています。今後も過剰な設備投資を避けるためにも、関係機関が相互に連携し、緊急性や専門性を考慮しながら役割分担することによって、より迅速で効果的な獣医療の提供ができる体制を構築します。

3 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、産業動物の獣医療に携わる機関・団体が有する臨床データや衛生検査成績、食肉衛生検査成績等の情報について、研究会の開催やデータベース化など、相互に利用しやすい体制の整備を推進します。そのために、国が推進する電子カルテ化や飼養衛生管理指導状況、食肉衛生検査結果等の獣医療に係る情報の一元管理に向けたシステム整備について、必要なデータの提供等に努めます。

4 衛生検査機関との業務の連携

畜産経営における規模拡大や集約化が進展し、飼養戸数が減少する中、1戸あたりの家畜飼養頭数は増加傾向にあります。このため、個体を中心とした診療に加え、農場単位や群単位での集団衛生管理技術に対するニーズがさらに高まるものと想定されることから、以下の取組みを推進します。

- (1) 家畜保健衛生所や産業動物診療の中核を担うNOSAIの獣医師は、率先して集団衛生管理技術の習得に努めるとともに、情報共有を密にし、相互の技術研鑽を図るものとします。
- (2) 家畜保健衛生所や宮崎大学においては、抗体検査、血液生化学検査、遺伝子学的検査など、診療現場での診断に欠かせない各種検査機器を整備していることから、個人開業、NOSAI、経済連等の臨床獣医師と連携し、効果的で迅速かつ的確な病性診断・病性鑑定の実施に努めます。
- (3) 食肉衛生検査所においては、牛や豚の生産性に大きな影響を及ぼす呼吸器病や消化器病及び栄養性障害などの発生状況を生産者が的確に把握し、適切な対策を講ずることができるよう、食肉衛生検査結果を生産者別に整理、分析し、定期的にフィードバックする体制の充実を図ります。

5 産学官が連携した研究開発

農場単位での集団衛生管理等の飼養形態の変化に対応した管理技術、家畜伝染病の予防・まん延防止に係る技術の開発・普及や、新興・再興感染症対策、「ワンヘルス」の考え方に基づく薬剤耐性菌対策等の国際的な取組み等の新たな社会的ニーズに対応した獣医療に係る研究・技術開発のため、民間企業、大学、研究機関及び家畜保健衛生所等の獣医師の連携を促進するものとします。

6 その他の事象における危機管理体制の整備・強化

地震等の自然災害発生時においては、避難所にペットとの同行避難が行われ、ペットの飼養管理・健康管理だけでなく、人獣共通感染症予防のためにも獣医師が担う役割は大きなものとなります。そのため、家畜伝染病発生時と同様に各診療施設間の連絡・応援体制等の維持を図るものとします。

また、SFTSなど人獣共通感染症に関する情報を共有し、飼い主や獣医師に対する感染症予防対策に努めます。

第4 診療上必要な技術研修の実施その他獣医療に関する技術の向上に関する方針

獣医療技術については、獣医学の進展、診療機器及び医薬品の開発・普及等に対応して、今後ますます高度化・多様化していくことが見込まれることから、地域における獣医療ニーズに応じ、獣医師自らが日々研鑽を積むとともに、その適切な普及を図ることとします。

産業動物診療分野においては、大規模経営農場における集団衛生管理技術や高度診療機器を用いた精度の高い診断等、新技術に対するニーズが高まってきていることから、各種研修会等を積極的に活用して、新しい獣医療技術の習得や技術水準の向上に努めます。

小動物診療分野においては、犬、猫等の「伴侶動物」とその飼育者との精神的な結びつきが強くなっており、より高度かつ多様な診療技術に加え、インフォームドコンセントなど、飼育者の意向も総合的に判断した獣医療の提供が求められています。このため、愛玩動物看護師との適切な役割分担と連携を通じたチーム獣医療提供体制の充実を図ります。

また、両分野において、社会の関心が高まっている薬剤耐性菌問題への対応として、ワンヘルスの考え方に基づく「薬剤耐性対策アクションプラン」を踏まえた抗菌剤の適正・慎重使用に係る啓発・研修等の充実を努めます。

1 臨床研修

県や県獣医師会、NOSAI、宮崎大学等は、県内で新たに産業動物の診療業務に就業

する獣医師について、臨床現場における獣医療技術を習得するため、臨床研修が受講できるように連絡調整等に努めます。

2 高度研修

(1) 産業動物分野

ア 県は、国が開催する家畜衛生講習会及び技術研修会に家畜保健衛生所獣医師の受講を推進するとともに、当該職員を講師とした伝達講習等により地域への普及を図ります。

イ NOSAIは、年2回臨床獣医師の教育・育成を目的に開催している新任獣医師研修会（1、2、3年次）、大学の卒後教育研修及び全国農業共済協会が開催する発表会・研修会等の各種研修会へ積極的に参加し、知識や技術の伝達に努めます。

ウ 県獣医師会等は、各種研修会、講習会の開催に努めるとともに、関係学会等の開催状況等を関係獣医師へ周知します。

エ 宮崎大学は、卒後教育研修や講習会の開催を通し、知識や技術の普及に努めます。

(2) 小動物分野

今後、小動物飼育世帯数は増加することが想定され、飼育動物の種類も多様化し、高度かつ広範囲な診療技術、保健衛生の指導等が求められます。そのため、県獣医師会や宮崎大学は技術の向上を図るため、専門分野別に各種研修会及び講習会の開催に努めるとともに、関係学会等の開催状況について関係獣医師への周知を図ります。

また、愛玩動物看護師についても、より高度な知識及び技術が求められるため、県獣医師会や宮崎大学主体で各種研修会及び講習会の開催に努めます。

3 生涯研修

県獣医師会や宮崎大学等は、診療に従事する獣医師が、常に変化する獣医療技術や海外悪性伝染病及び新興・再興感染症等に関する知識・技術を適時・適確に取り入れ、時代に即した獣医療を提供していくため、各種研修会、講習会の開催や関連する教材等の提供に努めます。

また、研修施設への移動が困難な地域に勤務する獣医師についても、各種の新たな情報媒体等を活用した教材利用によって情報の周知を図ります。

第5 その他獣医療を提供する体制の整備に関する事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

県は、獣医療を適正に提供する観点から、産業動物臨床や家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政や動物愛護行政、野生動物管理等の自然環境保全や小動物獣医療も勘案し、県内の獣医療の状況を十分に把握します。さらに、県内3か所の家畜保健衛生所について獣医療の監視指導體制及び相談窓口として明確化します。

2 飼育者への衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野

県は、家畜伝染病予防法に基づく地域自衛防疫推進協議会の活動の推進をはじめ、畜産関係団体等と連携し、家畜飼養者に対する家畜衛生知識の啓発・普及に努め、安全かつ安心な畜産物を生産するための適正な飼養衛生管理の徹底を図ります。

(2) 小動物分野

県は、宮崎大学や獣医師会等と連携し、小動物の適切な健康管理、動物愛護の普及・啓発を図るため、飼育者に対する適正飼養の推進、衛生に関する知識の周知及び健康相談活動の推進を図ります。特に、本県はSFTSの症例数が全国で最も多く、愛玩動物を介した感染例も確認されており、人獣共通感染症の周知徹底が非常に重要であることから、県は宮崎大学、獣医師会等と連携し、飼育者に対する普及・啓発を推進します。

また、大規模災害発生時のペットとの同行避難が求められる中、避難時にトラブルを起こさないしつけの指導や避難所を運営する自治体との連携を強化します。

さらに、獣医師によるインフォームド・コンセントの徹底、診療施設の専門化、機能分担等については、県獣医師会が主体となって調整を行い、適正な獣医療を提供するための条件整備を促進していきます。

3 広報活動の充実

県及び獣医師会等は、関係機関・関係団体と連携し、家畜衛生や適切な獣医療の情報提供に努めます。

4 取組内容の見直し

本計画の達成を図るため、取組状況や達成状況の把握に努め、必要な場合は取組内容の見直しを検討します。